



憲法をまもる北九州市民連続講座

第1回 報告集

憲法をみんなで考えよう

—平和で豊かな地域をどうつくるのか—



2005年2月16日(水)
ウエル戸畑多目的ホール

司会者：桐原裕子（北九州市消団連事務局長）

たいへん長らくお待たせしました。ただいまより憲法をまもる北九州市民連続講座の第一回を始めます。最初に主催者として「憲法をまもる北九州市民ネットワーク」代表世話人で北九州市立大学の三輪俊和先生にご挨拶をお願いします。

開会挨拶：三輪俊和（北九州市立大学教授）

学習会にお集まりいただきありがとうございます。憲法をまもる北九州市民ネットは、本日から毎月第3水曜日に平和憲法をまもるために、市民連続講座を開催します。連続講座の日程は、配布資料に記載しています。憲法講師団も20名ほどの弁護士さんを中心に約30名でさしあたりスタートさせるメドがたち近々にホムペで公表させていただきます。憲法をめぐる戦いは、日本の基本方向を決める歴史的な運動になるだろうとおもいますが、それぞれの区や校区で9条の会や憲法を守る会がつくられ、自主的で創意ある取り組みがなされています。いずれも憲法をまもるという一点であつまり、思想や党派をこえたひろがりを見せています。もちろん、改憲勢力も、マスコミを総動員して全面的な攻勢をかけてきています。私たちは、何としても平和憲法をまもる広範なネットワークをつくっていかねばなりません。皆さん、朝目を覚まして「今日も憲法をまもるぞ!」と起きてくるようにしたらどうでしょうか。「みんなで憲法を考えよう」という第1回目の学習会です。しっかり学び、意見を交流し、憲法をまもる運動の力にしてください。よろしくをお願いします。

司会者 はい、ありがとうございました。次に本日のレジメにあります戦争体験の報告といたしまして、戸畑老人会高砂会の会長の佐伯秀人さんです。よろしくをお願いします。

佐伯秀人：（戸畑老人会高砂会会長）

皆さんこんばんは。ただいま紹介にあずかりました高砂会の佐伯です。



私はこの戸畑に生まれ戸畑で育ってきました。今から60年前の現状を一寸考えてみますと、小学校にあがりましてすぐから軍国教育、奉安殿をいつも拝む、そして天皇陛下の勅語、一年生の時から全然わからない言葉を正装して教育勅語を聞いた覚えがございます。小学校でそういう教育を受けて育ち、中学は戸畑中学に入りました。戸畑中学では配属将校 当時は配属の将校がいました。陸軍の少尉でした。軍事教練を1週間に2時間、これをずっと続けて、その当時の少年、青年は軍国主義で育ってきました。戦争するのが当たり前の、戦争のための教育をずっと受けついできました。

そして私はこの学校を途中でやめて 中学校でトラブルがちょっとありましてやめまして 佐世保の海軍工場の軍属として3年間でやる教育を1年間で受けました。だいたいいまの高等工業高校の課程です。それから卒業しまして、配属されたのが造兵部の設計係です。私が担当しましたのは機関銃です。

佐伯 秀人氏

飛行機を撃つための25mmの機関銃、これは陸軍では砲といいます。25mmというのは火薬が入る最小の銃なんです。海軍では機銃と言いますが、実際はもう砲弾なんです。それを正確に私はやりました。当時プリンスオブウェールズ(英国海軍の戦艦)、それからレパルス(英国海軍の巡洋戦艦)が日本の航空機によって撃沈されて(1941年12月、マレー沖海戦)、飛行機が軍艦の大敵だということがだんだん認識され、そして防空(飛行機に対する防御)ということで機銃はもうあらゆる艦船に積まれて、私がちょうど入りましたころには、戦艦「武蔵」の艦装(戦艦に種々の設備、装置を施して戦闘が出来るようにする工事)があっていました。「武蔵」も途中で設計変更が何回かありまして、はじめ8台の2連装3連装の機銃をつむようになっていたが、それを36基に一挙に増やしました。つけられるところには全部つける。そういう形で戦争戦備に一生懸命奔走した時代です。

その当時私どもがいつも考えておりましたのが、第一番目に貰った仕事が戦艦「金剛」の図面の書き換えなんです。戦艦「金剛」はご承知の通り、イギリスのヴィッカーズ社の造船所でできたイギリス製の軍艦なんです。それにしている大砲はアームストロングの大砲だったんです。そしてみな艦内にある色々な標識は英語で書いていました。昔は海軍ではそれがモダンと言う形で、英語を盛んに使っていた時代があるんです。ちょうど私たちの時代になりまして、それを全部書き換える。アームストロングは安式という語がつきまして、こういうボートを積んでいるポートデッキは短艇甲板という様に日本語に全部書き換えて、まあこんなことをしているんじゃあ勝てないよと私はつくづく思いました。そしてその事をちょっと口走ったのが密告されまして、要注意人物

になり、「武蔵」のスタッフからはずされました。こういう時代の流れで、わずかな言葉が一生を左右するような将来の問題に発展していきました。

私はこの海軍で軍属の身分で3年間に任官できる資格を持っていましたが、それを判任官になる試験もオミットされました。設計しておりますと軍艦マーチと共に大本営発表でいつも高らかに戦果をうたいあげていましたが、この戦果と言うのは確かに敵を何隻か沈めているのですが、味方の損害はほとんど発表しておりません。わが方の損害は軽微。こういうことで軍艦はどんどん沈んでいるんです。それで沈んだ軍艦の遺骨も何も返って来ません。皆海の中で水く屍（かばね）なんですね。それで私どものところでは凶面の焼却ということがありまして、何の凶面は焼けとそういうふうな命令書艦政本部からくる。それで何が沈んだ、かにかが沈んだ、皆わかるんですね。それでほとんど終戦間際になりまして、ほとんどの大きな船はもうなくなりましたね。で大きな船を建造したくても、資材がなく全部中止です。そして全部魚雷艇と特攻艇で、これはベニヤ板で銅の釘で集めて急造で作ります。エンジンは専用のもはありません。魚雷艇は飛行機の中古エンジン、それから特攻艇はトラックの廃車エンジン、こういう間に合わせの軍備で奔走した時代でした。

もう終戦間際になると、本当に粗製乱造といいますか、特攻艇にもエンジンの調子が悪くて全然走れない。もう特攻艇で戦果を挙げたという例は何もありません。それから魚雷艇もほとんど使い物にはなっていません。波がちょっと荒いと進めません。こういう粗製乱造の兵器を作るような時代が続きます。

そしてこの中で軍艦「最上」と言う巡洋艦がありましたが、これが空襲を受けて退避行動でジグザグ運動をしている時に、隣の一緒に走っていた軍艦と衝突しまして、前半分がちぎれて後ろ向きに航行してサイパン島から佐世保に帰ってきました。それも戦争による爆弾による戦傷といろいろ言っていました、水兵の話で衝突による損傷だとわかりました。こういう事故があって、帰ってきた艦の修理に忙殺されて、新しく造る船はもういっさいありませんでした。わずかに潜水艦を造っていた時代です。その時、その「最上」の試運転のときに機密凶面を持って行ったんですが、その時風で飛ばされ凶面を海に落としました。それがきっかけで私は海軍軍属の身分を剥奪されて、陸軍に飛ばされました。そして陸軍で私は第一期の査閲だけ受けまして、雪の降る中を終戦の年の正月に門司から出航しました。そして大きな輸送船でしたが、南方派遣ということだったんですが、わずかに釜山まで行っただけなんですね。それもまわりをぐるっと駆潜艇（艦船の護衛に当たる対潜水艦小型艦艇）が取り囲んで爆雷を落としながら、やっと釜山まで行き軍用列車で満州を經由して南京を通りどんどん進めて陸路伝いで上海まで出ました。上海から沿岸はジャンク（中国の帆船）に乗りまして、仙頭からの中突破で香港地区まで400kmを行軍し

ました。その時にもう戦闘はありませんが、住民をどんどん殺しているんです。歩いていくまわりには何十メートル四方も民家に人はいません。ちょっと物陰には死骸が転がっている。退却していく、撤収していく一万の日本兵が通った後は、本当にもう飯盒炊爨（炊飯）で全部の色々家具を焼き、屋根の棟木のわずかな材木をとって燃やしているんです。

そして私どもはその時に、従軍慰安婦と一緒にになりました。しかし彼らは皆一円の儲備券（儲備券といいましてそのころ新中国政府が出したもう紙切れ同様の札）をポストンバックにいっぱいさげて歩いているんです。任地に着きまして私はちょうどそこで早稲田大学出身の中国人（廣東省開平県要人）と親しくなりました。その人と一緒に共産地区に入ろうということで、日本軍の歩哨線を機関銃で突破して、共産地区に入りました。その共産地区では日本軍の兵器その他色々な兵器に関する仕事を私はやることになっていましたが、約一ヶ月くらいで共産軍の中で終戦を迎えました。その時に全兵士を集めて日本軍が降伏したことを報告がありました。私は皆が万歳を叫ぶだろうと思っていました。おそらく勝利万歳だろうと思ってどう対処したら良いかとそう考えていたら、ところが彼らが叫んだのは「和平来了!（平和が来た）」という叫びでした。皆手を取り合って躍り上がりました。侵略された国の兵士たちは、本当に平和がまた来るのを目的にして戦っていたのです。

やっぱり平和が来た（「和平来了!」）。あの時私はつくづく考えさせられました。やはり侵略戦争というものは自国民も苦しい。多大の犠牲を払いながら喧嘩しに行った先の住民も無茶苦茶になっている、こういう戦争を二度とやるべきではないと考えました。そしてその後中央軍に捕らえられまして、戦犯拘留所に放り込まれましたが、そのおかげでどうにか無事に帰り着くことができました。簡単ではございますが、私の戦争体験談でございます。終わります。

司会者 ありがとうございます。次に報告といたしまして、北九州の小中学校を含めたいろいろな所で戦争体験の語り部をされておられます、深谷節子さんです。皆様のお手元に「平和への思いをこめて」という冊子をお配りしておりますので、ぜひこれをご覧になりながらお話を聞いていただければありがたいと思います。深谷さん、お願いいたします。

深谷節子：（戦争体験の語り部）

皆様こんばんは。今日は私の小さい時の中国にいた時の戦争体験、特に弟と妹が残留日本人孤児になりまして、そういうことから見つかったということも含めて今、特に皆様方に現地での体験をお話できるということでぜひ聞いて下さい。特に憲法の問題ですね。第1回目の今日は講義と言うことで、体験を中

心にお話しさせていただきたいと思います。

今からちょうど60年前戦争が終わるわけですが、その時私は小学5年生でした。小学校という名前ではなく国民学校といひまして、井上ひさしさんと同年代の昭和9年生まれなのです。大連に住んでいたのですが、その時父がなぜ大連にいたのかというと父は三男坊で、日本では職がない時代でした。だから日本が戦争となるのですけれども、日本では職がなくて宣伝で五族協和とか大東亜共栄圏の美名につられて、満州に行ったら良い生活が出来る



深谷 節子さん

のだみたいに感じて、家族含めて大連に行ったのです。そのことから実は私も家族が一家離散をするという悲惨な運命を辿ることになったわけですが。

そうこうしている内に私の家族は私の下に4人、大連で4人の弟妹が生まれました。子供が5人、父と母と7人で生活していたのですが、私が小学校にあがる時には初めて学校の名前が変わり戦争の色が濃くなって、一番最初の変化が段々食べ物がなくなるということです。

私達一家も父が働いている時は良かったのですが、ちょうど終戦の年の昭和20年の2月に、もう8月が敗戦なのですが、2月に最後に召集令状が来るんです。なぜそこまで父に召集令状が来なかったかということ、私も後で知ったのですが、機械で右手の人差し指の第一関節からを事故でなくしているんですね。それが戦争には役に立たなかったんだということ、後で私も知ったんですけど、ですから丙種という種類の兵隊なのです。しかしその時はもう歓呼の声に送られて日の丸の旗で送るといのは、ほとんど出来ませんでした。どの家庭も赤と黒の二重の布で作った笠で、灯りが外に漏れないようにという生活でした。父の出発の日の朝暗い内に起きて、私が小5で母と二人でひそかに父を見送りました。そのときに父の言った一言が私はちょっと忘れられなかったのです。「わしが戦争に召集されるようでは、この戦争も長くはない。」そう言ったのですよね。それが私にはどういう意味かはその時はまだわからなかったのですが、一緒にいた母にはわかったようです。8月15日に戦争は終わったのですが、私はもうその時には全く軍国少女に育て上げられていましたので、なぜ神風は吹かなかったのだろうと、ミンミンと蝉の鳴く真夏の暑い日に木に寄りかかって泣いたことが非常に強く記憶に残っています。私はその時に戦争が終わったらどういうことになるかを、もちろん全然わかっていませんでした。ところがしばらくの間、戦争が終わった瞬間というのは大連の市内は静かになるのですよ。それが妙に記憶に残っているのですが、その夜から大連に向かってソ連の戦車がゴー、ゴーと入ってくるんですね。そして大連の家々に

押入ってきて略奪が始まり、いろんなことが起こるとい状態になっておりました。私はちょうど小5で頭を坊主にしなきゃいけないということで坊主にさせられて、顔はスミで真っ黒にしたりしながら、特に女学生のお姉さんたちは皆やっぱり男の服を着せられて顔を塗ってますけど、18歳、19歳になると女性はどうしても一種雰囲気が出て、そんなふうな格好をしていてもすぐわかるんですよね。ソ連兵が入ってくるたびに逃げ惑っていた様子が、私が大きく印象に残っていることの1つです。

それともう一つ印象に残ったのは、大連に私たちが行っていた学校が - もうもちろん学校はありませんから - 要するに奥地から開拓団の人たちが避難してくる避難所になっているのですね。そこにたくさんの子供が、講堂で亡くなるんですよね。親が亡くなる子供。子供を亡くす親。もうそんなことで避難所は伝染病が蔓延してどんどん人が死んでいきます。また奥地からどんどんどんどん逃げてくる。大連は唯一の港があった所なんですね。やはり日本に帰りたい帰りたいという思いで、大連を目指してずっと奥地から逃げてくるんです。しかし大連にたどり着いてみて何か背中が軽くなったなと思って後ろを振り向いたら、自分の背負った子どもの首から上が鎌で切られて亡くなったとか、それは悲惨な状態です。私は5年生の時に否応なしにそういうのをやっぱり見ているというか、そういうすべての戦争という恐怖の世界を、そういうものを5年生のとき体験をしなければならなかったということ、私は本当に二度とこういう思いを子供たちにはさせられないと、あとあとそういう思いが強くなって話をするようになったのですけども。

またその時私がどうしても忘れられないのが、私と私を先頭に4人の子供たちです。ソ連兵がマンドリン銃を持って戸を蹴破って入ってきた時、母がまだ30代ですから、若かったのですよ。そしてとる物がなくなったらどうしても女の人をひっぱろうとするのです。それで私の母も狙われて引っ張っていかれようとする時、私を頭に4人の子供もたちが(一番下が2歳なのですが)5人が母にすがりついて『母ちゃん怖いよ。怖いよ。母ちゃん行ったら駄目だ。』って5人で一生懸命引っ張って、そしてそれは1日に何度もおこるわけですからその度に母のそばを離れられない。そういうことをしなければならなかった状態が続いたんですね。そのうちやっぱり一応入ってきた部隊が、後年収容所にいた囚人部隊だったという事をあとの話で聞いたんです。

そういえば時計をいっぱい腕に巻きつけてソ連の兵隊がマンドリン銃を持って家々をまわった姿が、私の印象にすごく残りました。また混乱の中父はいまさんから家族に食べるものがなく飢えが襲いました。

最初にあった引揚船にはかなりの人たちが昭和22年ごろ乗って帰ったんですけども、私の母は父が現地召集だったために、戦争が終わったら帰ってくる

とってそこを動けなかったわけですね。それが遅れる理由になったわけですが、下の2歳の妹と4歳の弟がお腹をすかして、特に弟は気の弱い弟で「母ちゃん、お腹すいた。お腹すいた。」って毎日泣くんです。私は5年生になっていましたから、私とすぐ下の3年生の弟は海岸へ行っているんな木の实とかとってきたり、砂浜を這っているカニを採って食べたり中国の人の作った畑に行くと人参を盗んできたりしながら、それをかじって何とか飢えをしのいだんですが、しかし下の2歳の妹と4歳の弟はそれができないんですね。私たちが食べるのに精一杯で残りを持って帰りました。

母は一生懸命ソ連兵の洗濯をしながらそこで得たお金で食べ物を買ってくるのです。時々コーリヤンなんかは手に入るけれどもコーリヤンというのは皆さんご存知の通り、あれは食べると動物の飼料ですから、すごい下痢をするんです。消化不良をおこして。だから2歳の子は食べても食べても下痢をおこしてそして脱水症状になって衰弱していった骨と皮だけになっていく状態です。しかしそれは誰もやっぱり救えないんです。救ってやれないんです。自分が生きるのに精一杯でなかなか救えないんです。そうこうしているうちに、子どもを中国の人に渡したら何とか生き延びられるんじゃないかということがずっと流行して行くんですね。私の母も一人ですから、周りの人が手放しなさいよというような話も出てきて、2歳の妹が一番最初に連れて行かれるんです。が、2歳の妹は上の弟と違って、お腹がすいたと言って泣かないんです。気性の激しい母そっくりの妹で、泣かなかったんです。上の4歳の弟が泣いたら、「あんちゃん、泣いたらだめだよ。みんなお腹がすいているんだから」とまわらない舌で言うんです。怒った妹ですから、やっぱり連れて行かれるときは観念していました。それで私と母が見送るんですが、抱いて連れて行かれる時顔がこちらに見えるんです。そうすると涙一滴こぼさないで母の顔をじっと見ながら連れて行かれるわけです。

先日イラクにお父さんが自衛隊で行くときに、子供たちが見送る姿が新聞に載ったんですが、そこで女の子がこうしてお母さんのところに寄り添って立っている時の姿と顔の表情が、あの時の妹の凍りついた表情とだぶって涙がこぼれました。今また再び繰り返すことは決してしてはならないという思いで一杯です。そして次に弟が連れて行かれて、そしてその次の妹も連れて行かれて、その上に弟がもう一人いるんですが、9歳の弟はどうしても日本に行くといって母が書いた住所を風呂敷に包んで体に巻いて、船長さんが親代わりになって沢山の孤児たちと船に乗り、日本にたどり着くんですけど、その時父はシベリアで抑留されていたわけで、私達の知らない間に送還されて2年後に日本に帰ってきました。国交が回復していないということもあって、なかなか音信不通ですから生きてるか死んでいるか互いにわからないんです。弟がたどり着い

たときにもう母や姉や弟が生きていないかもしれないという話をしているもの
ですから、父は再婚してしまったのです。そうこうしているうちにひきあげが
始まって、母が昭和28年に帰るんですけれども、そのときに上の妹がたまた
ま見つかって - いろいろ話があるんですが時間がないので - 見つかった妹は収
容所に連れて行かれて、私も最後に連れて行かれたんですが早く逃げ帰って、
母の収容所に戻ってですね。ですからこの妹が最後に母と、昭和28年に日本
に帰ることになったのです。帰国の前に母は中国の公安部に、二人の子どもを
残してるから帰らないと言ったんです。帰らないということはできないという
わけですね。そのかわり何とか会わせてやるけど、でも本人が帰らないと言っ
たら悪いけれど残していつてくれと言われてました。その時弟だけ来るんです。
母が日本に帰る話をしたら、弟は日本みたいな悪い国には帰らないと言ったん
だそうです。それでその時母がものすごく涙を流して泣いたのは弟に伝わって
いたようで、分かれる時妹の安枝も探すようにと母は帰国することになり
ました。

帰ってみたらもう父が再婚してましたから、また親戚やいろんな人から子
どもを置いて帰るなんて何てことだっていうふうに見られますから、やっぱり母
は横浜にはいられなかったんです。自分の里に帰ったんですけど、父もそうい
う状況なので、母は福岡のほうに妹と2人で来ます。私はそれから5年遅れて
帰ってくるんですけど、帰ってきて初めて弟と妹が帰っていないということを知
ったんです。それで毎日、新聞を見ていて、ある日の朝日新聞を見ている時
に、忘れもしません。1979年の6月22日の13日の朝日新聞を見ていた
ら、親探しの写真が出ていました。そこには私の息子によく似た男の子の写真
に目がとまりました。自分がどういう特徴を持っているか。そして私は何気な
くその新聞をじっと見ていたら、あと思ったんです。それで母の所に急いで
持って帰りました。母に見せたら夜でしたが新聞を電気にかざしてじっと見て
いました。「清八だ!間違いはない!」と叫んだんです。私は良かった、やっと見
つけることが出来たと思ったんです。それで見つかった時はちょうど生き別れた
時、2歳と4歳の妹と弟は36歳と38歳になっていたんです。33年経って
いました。新聞に載ったのがきっかけで、私はたまたま学校給食の調理員をし
ていて先生方からぜひそれを話してくれと言われて、22年間毎年小中学校
特に北九州中心に語り部を続けてきました。またPTAの若いお母さん、そ
れから看護学校の学生さんとか、いろいろな所に行きました。弟や妹と再会し
てからその後長い話があるんですけどここでは時間がありませんのでパン
フに書いておりますので、是非お読みください。見つかって日本の政府がどう
いう態度をとったか、そして今国に本当に人間としての回復を求めて横浜で裁
判を起こしています。福岡で裁判を起こした人達と合流してお世話をしながら

がんばろうと思っているのですが、本当に日本の政府は弟達が見つかった22年前ですら、何一つ解決してくれませんでした。してくれないどころか生活保護をやる事についても、私が生活の面倒を見るというふうに言ってくるんですから本当に大変な時代でした。今は生活保護をやっているんだから、何を文句言うかとかこういうふうになっているんですね。今帰ってくる人達は養父母が病気になるっても見舞いや面倒をミニ行くことも出来ません。言葉が思うように通じないために苦労しています。やっぱり戦後は親子のそして家族の事も含めて日本の敗戦で60年前に終わった侵略戦争でどんなになったかということ、国としては加害者になり国民としては被害者になったことを生涯忘れる事はできないんです。

今731部隊とかすべて戦争に関わった人々は、あの侵略戦争が正義の戦争だったとは思えないでしょう。その事を語りだしているんです。戦争に正義などありません。この日本中でもっと実相を語りましょう。まだ足りないんです。あの小泉さんを本当に追い詰めていって、日本の60年前のあの事をはっきり責任を取るの誰なのかということをはっきりさせなければいけないんです。それは今度の福岡で始まった何故国を相手に裁判を始めたのかを残留孤児の裁判の中で弁護士さんがこのことを政府を絶対に追い詰めていくんだというお話をされてましたから、私も体験した者として、国が平和の名の下に再び戦争への道へ進むことがないように後に引けない問題として何十年経とうと、生きている限りは皆さんに訴えながら、やっぱり憲法が9条があるということは私の気持ちのよりどころ、これは絶対に譲れないところなんです。ですからそういう事で頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

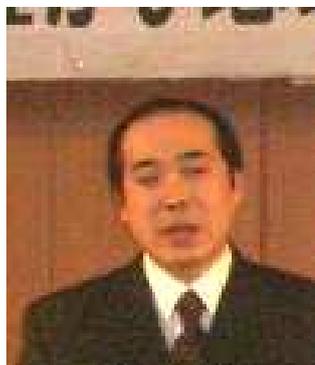
司会者 ありがとうございました。先ほどご紹介しました「平和への思いをこめて」が参加者全ての方に配布できなかったと言うことで、今事務局のほうでできなかったとありました。お詫びと訂正させていただきます。私達が今できるのは、そのような戦災の深谷さんのお話をお聞きして、今何を思って、今何をしなければいけないのか、こういうことを考えていくところからはじめていかなければいけないなと思いました。

さてそれでは憲法を守る北九州市民連続講座第1回に起きまして、憲法を皆で考えようという事で、全国憲法研究会会員の鈴木さんより、平和で豊かな地域をどう作るのか、お話をお聞きしたいと思います。ではよろしく願います。

鈴木 渉 : (全国憲法研究会会員)

皆さんこんばんは。ご苦労様です。今ぎょうぎょうしい全国憲法研究会会員

といいましたけど、実は私は山口大学の大学院の博士課程に行っておりまして、修士課程は北九大で、その中で国家の自衛権と平和主義についてずっと長らく、ちょっと体を壊しましたけれども、大学院のほうに行っていました。



鈴田 渉氏

ここにもレジメのほうに書いていますが、皆さん平和主義というのは憲法学だけではなかなか収まりが付かないということで、平和学で現在の指導教官の一人である瀨瀬(こうけつ)先生にということで今山口の方に通っているのですが、これがまた時間があればお話ししますが、北九州市立大学でも私は良かったんですけど、地域と北九州の憲法の問題を考える上で非常に面白い話がありますので、時間があればお話しします。現在毎週ですけれども時間をかけて山口の方へ行ってお

ります。

今日は第1回目で地域とこの憲法 - 私達はどういうふうにとらえていくということかを目的と言いますか、そのあたりを概略的にお話ししたいと思います。

冒頭三輪先生がおっしゃられましたように、それぞれ個別に専門の先生方がお話されるので、その問題と憲法の問題について皆さんの頭の中で考えあわせていただければ、憲法というものがどういうものなのか見えてくるのではないかと思います。ただ一つ言えるのはですね、私はどこでも言うんですけど、憲法云々そのものをあまり強調しても駄目だと私は思うんです。私の憲法の教官に言われたんですけど、憲法を考えていくと社会の問題すべてが憲法問題になりますよと。

そういう意味では社会の出来事にそれぞれにアンテナを立てて憲法というものを捉えていかなくちゃ、なかなか現実が見えてきませんよ。まさにその通りでそういう意味でちょっととりあげたいのは、憲法の問題を考える時今行われている政治の現状、政治音痴になってもらっては困るということで、今どういう政治が行われているのかということも含めて、憲法を考えていただきたいと思います。

それでまあ私に与えられた時間が30分そこそこということでそんなに時間がないので、本来はレジメのようになかなかいきません。私は話をこういうふうにしたペーパーどおりに話さない癖がありましてですね、あちこち話が飛びます。終われば具体的に何を言いたかったのかなと脱線したりもします。けれどもまあ私は、ここは私自身特に強調したいなということがあればそういうことは申しますので、その辺を頭に入れながら、今日は私がお話しする中でなかなかそうだという人もいることはいるでしょうから、これは今日のお土産にしようじゃないかというような、まあそういう感覚で話を聞いていただければ

ありがたいというふうに思っています。あんまり私だけ楽しんであれなんですけど、日本は平和な話ですけど、前ではおこさんがにこにこ笑っていますけど、小泉さんがもし憲法を変えられる、その中で9条を変えられれば、戦争準備体制という時代をむかえるという可能性もあります。私の目の前ではなかなかほがらかな光景ですけど、一つ厳しい情勢も含めてお話させていただきたいと思います。

結論的に申しますと先ほどお二方が戦争の非常に生々しい体験をお話されて、それで9条を守らなくてはならないというのが結論になるんですけども、そういう意味ではここに出てきた私としましては、退屈で多少なりとも議論を含めてちょっとお話ししたいと思うんです。

私もちょっとみなさんさんにお話しさせていただきたいんですけど、私の母が、今大阪のほうの病院で再生不良性貧血といわれる病をかかえています。母一人子一人の母子家庭ですけど、治療を続けていて、徳島で11月3日6時に憲法集会があって、そこでお話する前日にある治療の話があったんですけど、その治療法がうまくいかなければ余命半年という宣告も受けましてですね、そういう中でそれでも約束があるので徳島まで行って話してきましたけれども、私自身が非常にはっきり申し上げて、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営んでおるかというとなかなかそういう状況でもないです。大変な状況であります。そういう中でこうしてお話しています。

この私の母親もこの北九州と多少ご縁があります。というのも、母親が余り記憶が定かではないんですが、私の亡くなりました祖父が小倉の方で兵役につき、母が三郎丸にいたと、そのことで母が3つか4つの時爆弾の雨、空襲があってそれを記憶しているということで、ある意味、私も母の関係から言ってもこの北九州とはまったく平和問題に無縁ではないゆえ、あえてお話しするんですけども自分もそういう背景も持っている、そのことも含めて - なぜ憲法に私がこだわっているのかというようなこととお話ししたいと思うんです。

なかなかレジメ通りにいかないというのは、憲法を取り巻く情勢というのが非常に時々刻々と変化しておりまして、今日書いてあることでよくここに書いてありますけど、今日の情勢と平和主義の意義、それから地域と憲法について考える、それから改憲の攻勢に対してそういうことですけども、行政も含めて若干レジメ冊子のほうで自民党改憲の試案という書かれたものがあります。これがなかなか詳しく書かれてありますので、読んでいただければいいかと思えます。

あの自民党が憲法改正起草のための小委員会を、たちあげました。4月に出る予定です。その小委員会が案を出しています。一部では、読売新聞なんかを見ると、3月の末に出すと書いてます。そういう行動も出ているので、民主党も

3月に憲法提言というものを出すということで、この辺は民主党と自民党の憲法を変えるという、何というか、改憲の態度を明らかにするというで、3月末に出したいのかはわかりませんが、その内容はここには書いてありませんがとんでもない内容が入っておりましてですね。ここにあるんですけど、2月13日付けの読売新聞です。集会結社の要件についてはこういうふうに書いています。今日お越しの皆さん方、いろんな住民運動なり労働運動を取り組んでおられる方々多いと思うんですけど、事前にもものを言うのであれば、こういうことも具体的に要求は出ておりませんし何とも言えませんが、少なくとも制限があり得るかもわからない、そういう状況です。

もう一つ言うならばこれは皆さんに見ていただきたいのは、今は三大義務というのがありますね。それが今度五項目にわたって、義務ではなく義務よりも比重が高い責任という形で、

1つめに国防の責務、2つめに社会的費用を負担する責務、3つめに家計保護に関する責務、4つめに環境保護に関する責務、5つめに生命・倫理に関する責務。まあ特に注目したいのは2つめの社会的費用を負担する義務、これはまだこれを論評している識者がいませんので、私も何も判断できません。そういうことになります。これから少子高齢化社会になる。現行の憲法25条では、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると保障している条文がある。そうすると健康で文化的には、生活の保障というものができなくなってしまうわけですね。財政赤字や何だということ。そうすると当然、国民に負担を求めていきますよ。ということでその一つの責務にあげられてます。責任も両方としての社会的費用。これだけで非常にいかがわしい文言ですけども、今の社会の秩序を維持する。そういう意味で社会的費用を維持する、負担する。そういう責務というものが新しい5項目にわたる、責務の条文として浮上してきたのが見逃せないということです。

ここに書いてある自民党と民主党とのこの問題に関してはこういう形ですが、ここに書いていないところで言うなら5月 これは4月から6月と言われていますが 国会の衆参両院で憲法調査会というものがありましてここで、最終報告書をまとめようとしています。その中身というのは改憲色、いちおう護憲憲法改悪に反対する ということも少数意見としてかけられる予定です。

もう一つ申し上げるなら、5月に自民党と民主党が最初にどういうことを言うかわかりませんが、自民党公明党両党が憲法改正するなら国民投票法案 - 改憲国民投票法と関連法 - を引き続き今国会で成立させようということで、野党第一党の民主党にも呼びかけていて、その民主党がどういう対応をしているかということ、基本的にはそういう法律は作った方が良くと言う。

そういうことでひとつ違う所を言うならば、投票についてこれを与党案では

国政選挙と同じ20歳以上の男女ということ、18歳以上というような修正、国政選挙における18歳選挙権に限定すれば、なかなかよさそうな意味でそこに書いていますが、両党による協議機関の設置という形で成案を得、国会に提出して審議もなしで成立させる、そういうふうな恐れもある。今回の憲法動向に対する態度で改憲派の趨勢から言うと、残念ながら国会の中でそれに抗するというのは、なかなか難しい。声をあげていくのは大事ですが、多数を改憲派が握っているのは事実間違いない。そこで民主党の中で9条を守ろうという旧社会党系の人達もいてそういう人達に働きかけて、何とかこちら側に引き寄せていかななくてはなりません。ただし小選挙区制1人区ですよ。こういう中で民主党の力で公認が取れない。ということになれば、最終的には結局党議拘束に従わざるを得ない。大橋巨泉さんみたいに造反すること、なかなかそういうことにはならないでしょう。

そういう意味では改憲国民投票法案が今通常国会で成立する可能性はきわめて強いということで、逆に言えば下駄が皆さんに預けられるということです。皆さんがどう取り組んでいるかによって、この法案がどうなるのか決定的に重要となってくるということです。なぜ民主党と自民党がここまで改憲に熱心かということ、今回の議席数も多数を得ている状況もさることながら、このレジユメの第2番目に財界の動向というのを書きましたけれども、要するに昨年12月に日本商工会議所において、国家の自衛権を保持する。戦力を保持する。要するに9条を全て変えてしまおうといっているのです。

日商は中小企業を代表する経済団体ですけれども、もっと重要なのは、日本経済団体連合会、財界の総本山、経団連が1月 ちょうど一ヶ月くらい前ですが我が国の基本問題を考えるという事で中間発表を出して、ほころびが目立つ憲法という事でここに書いてあるような事を言っているんです。要するに何を言いたいかというと、9条第1項は侵略戦争の放棄なのでよし、9条第2項の戦力放棄についてはこれを変えなさい。集団的自衛権の行使は認めましょう。

でもう一つ言うなら9条もさることながら、96条は憲法改正、衆参両院がそれぞれに採決しないと私達の国民投票にはかかってこない。あまりに厳格すぎて具合が悪い。他国の憲法、ここにも書いてありますけど、ドイツやイタリア、西欧諸国は数十回も憲法改正をしている。日本はそういう意味では全然変わっていない。おかしいじゃないか。簡単にしなさい。そういう提言をしているわけですね。

要するに自民党は今でもそうですけど経団連を中心に、献金の大口スポンサーになってもらっています。

民主党は今のところは財界献金も政権与党ではないので少ないですけど、政権を今後担っていく、財界からも資金援助を、献金をいただかないといけな

いということで触手を示しておる。その意味では自民民主両党の背景には財界が憲法を変えていかなければいけない、そういう後押しをどんどんしている、そういう改憲の声を通じて改憲起草案をどんどん進めていこうという動きがあるのではないかというような見方を私は持っています。

ここに書いていますが一つ申し上げれば、ドイツの例を申しますと確かに憲法は変わっているのですが、ドイツの憲法は非常に暮らしの問題に様々な条項があって、ちょっと国の政策を変えるための法案を提出すると特に憲法の問題にひっかかる、そういう状況なんです。従って憲法裁判所 - 日本にはないけれど - ドイツにはあります。そういう意味でちょっと何かあると憲法裁判所で違憲審査権を行使します。憲法を変えようかという必要性が出てくるときに憲法改正をしているわけです。ある条文が変わると1回目の改定をしますね。その変わった条文をもう1回変えていく。その1つの条項を何回も変えていく。そういう意味で変わっているということです。日本の場合は変わっていないけれど、今それがいけないのでしょうか。私はまったくいけないことはないと思います。

例えば憲法13条の幸福追求権というような平たく言えば、幸せに生きていこうというそういう条文ですよ。どういう個人の人権をも保障するという規定があります。そういう意味では何も細かい人権規定があるわけではないので、変えていく必要性はどこにもないわけです。

言うなら自民党や民主党は新しい人権ということで環境権、プライバシー権、知的所有権そういうものをどんどん新しい憲法の中に入れていこうと言っていますけど、はっきり申し上げれば環境権なんていうものは、じゃ彼らは今まで環境保護をしてきたのか。私はもうかれこれ5年位前ですけども、水俣の方へ行ってきました。水俣病の患者さんたちとも会いましたし、被害者団体の人たちとも会いました。けれどもこの水俣病の公害の歴史はなかなかとてもじゃないけど、この場では言い尽くせないような苦しみを地域住民の方々にはしているわけです。そういう中から言うとじゃ憲法を変えようという人達は熊本の中でも権力を握っていた人達、そういう人達はどこまで水俣病の問題解決に力を尽くしていたかという、全然力を尽くしていなかったのではないかと私は言いたいのです。そういう意味から彼らとそのプライバシー権、環境権、言っている命題は耳障りの良いことを挙げていますが、その実態はそういうことを守ってこなかった人達ではないかと。そういう意味では私が述べたいのは、25条の健康で文化的な最低限度の生活云々、この25条ですね。今でもこの憲法25条の規定が活かされているのか。先ほど生活保護の問題が出ましたけれども、北九州でも生活保護の問題、全く前進していないじゃありませんか。

私、こういうことを言うと何ですけれども、実は大阪出身でべらべらしゃべ

っているけれども大阪市は職員互助組合問題というのがあって、ヤミ退職金、カラ残業、カラ出張とかで300億円ですか。市が年間払っているわけですよ。そのうちの180億円をカットするということで大騒動しています。そんな街ですよ。じゃその大阪市の福祉、これは地方 - だいたいが話が飛んでいきますけど3番の地域と憲法になっていきますけれども、じゃ大阪市は福祉の問題で北九州市よりも不熱心なのかということと全然そうではないです。70歳以上の高齢の人には地下鉄、市バス等の無料パスをやっています。市の公共施設についても無料で入れる。水道料金なんかも65歳以上で非課税世帯ならば、通常普通の生活をまー、よっぽど給料をもらっている人は別としていけば、事実上無料です。そういうような数々の給付行政が行われています。

私の母親も15年位膠原病という難病を抱えていますけれども、わずかなお金ですけども、そういう障害を持っている人にお金も支給しています。大体ほぼ同じ事を互助組合に闇のお金をやっておるわけですけども、まーこういう街ですよ。

北九州ではという事を考えてみて下さい。市バスはあるかということこれは西鉄バスですよ。高齢者はお金を何がしか払わないと、割引パスも出しません。若松だけは市バスが走っています。別にそういう公営事業をやっているわけでも何でもありません。で、もう一つ言うなら、水道料金についても別にそういう優遇措置も何もありません。そういう意味では、福祉は全く進んでおりません。

大阪などは大学の授業料もたくさん減免の措置があります。何で私が山口大学に行かなくてはいけなかったかというのをここでちょっと話しますと、北九州大学には四千人ほど学生がいます。今は違いますが私が在籍していたころは、授業料減免の制度はあります。お困りの人がそういうものを活用をしてください。じゃあ私もお困りですから、窓口へ行くと「あなたはおいくらの家賃の家にお住まいですか？」私は当時小倉南区のほうに住んでいまして、三万七千円位かかっていたんですよ。と言うと「残念ですね。」と。北九州大学は授業料減免の申請の書類を配布する条件として - ここが大事ですよ - 申請を拒否する却下する、認めるじゃなくて書類を配布する条件が三万円の家賃でないと駄目ですよ。これはおかしい事じゃないですか。それでまあ、それを長年何十年やっておった。その当時私はいろいろな人に調べてもらったんですけども、国立大学の中では琉球大学は学生の全体の約10人に1人が何らかの形で授業料の減免を受けている。そんな状況です。琉球大と、規模としては北九大は同じくらいです。北九大授業料の減免という事はどういう仕組みになっているのか、ちょっとある先生に調べてもらったらすね。まー言っただけなんですけれども減免の機会があったら、これに対する限り名前はいくら(ペーパーで数えら

れる程度です)、四千人でたったこれぐらいですよ。

聞くと生活保護を受けている人は、半額までは面倒を見ましょう。でそういうのに及ばない経済的な困窮者は、四分の一まで面倒を見ましょう。そう言う程度です。私が先ほど申しましたけれども、北九州市というのは全国一生活保護の受給率最低、保護が受けられないような街ですから、まーこういう実態になってくるんですね。

生活保護を受けられないで困っている所のお子さんが、例えば北九大に行ったら。そしたら授業料を減免になるのか、ならない。まるまる払わなければならない。そういうような状況です。大阪はまあこう言うては何ですけれども、闇の手当てをやっている街でも手厚い。福祉も手厚く(笑)やっているわけです。

私は生活の状況は多少悪化はしているけれど、そうたいして変わっておりません。山口大学に行くと私は授業料は100%免除です。当然ずっと北九州大学に大損なお金を払っていたという事です。

こういうことを言うとですね、私の個人的な問題になるかもわかりませんが、北九州市の市営住宅の入居者のうちの約80%の世帯の人がやっぱり減免の申請をすれば、ほとんど何がしかの割引がつくと。実際そしたら北九州市で減免をしているパーセンテージはいくらかというと8.5%しかない。結局減免対象はその10倍なわけです。実際には十分の一しかされていないという事です。

他の都市と比べると札幌や名古屋などでは、やはり市営住宅に住んでいる人は半分近くが減免を受けている。大阪市などでもやっぱり減免というのは制度として充実していきまして、1回減免するともう次の時は書類を下さいと言わなくても受けられるとそういう程度ですよ。北九州市の末吉市長はこれからPRをしないとイケないという、そういう街です。

そういう意味ではこの北九州市というのはどうなのでしょう、私がいろんな個別に具体的なこういう話をして、どこが憲法の話なのかということなんですけど(笑)わかりませんが、ここなんですよ。これは話の4番目の改憲攻勢とどう立ち向かっていくかにつながるんですよ。要するに皆さん方が、例えば今日ここに来られた方が戸畑駅に - もうこの時間は駄目ですけども - 、例えば日曜日のお昼にでも良いですけど、こう叫んでですね、じゃああなた、憲法について私はこう思います。守ってもらおうよう賛同してくれますか。じゃ賛同してくれるのかということですよ。私はそこを言いたいんです。

結局職場でも今日は大学院の人や学生さんはあまりおられないようですけども - 残念ですけど - 憲法について感心がある人はいるのかと言うと、あまり手が拳がらないんです。じゃどういう人達に対して憲法を守っていきましよう、そこですよ。馬の耳に念仏ではありませんけれども、じゃそうですかとい

う事にしかならないんですよ。しかしながらですよ、北九州市の国民健康保険料滞納で資格証明書に切り替えた話なんかするとですね、あるいは仕事のない人に職の問題、リストラの問題、もうそろそろ4月になれば賃金の引き上げの時期で春闘の時期ですよ。賃上げの問題、なんでも話をすると、やっぱりあの多少なりとも人と人との接点が出てくるわけですよ。そういうやっぱり人との接点を持つような体験を、反対運動をやらないと、私はやっぱり広がっていかないなと。三輪先生が強い決意で北九州百万都市の改憲国民投票で勝ち抜く決意を示されました。ざっと計算していくと、50万人ですよ。50万人の反対、厳密に言うとはぼ百万ですから50万人いくように、賛成票より1票をたくさんとれば勝ちですから。

そういう意味で勝ち負けは1票でも負ければ負けですから、こういう事を言うとは何ですけども、佐賀県は白石町の町議会議員選挙なんかは定数の一番最下位の当選の票が同じで、無所属の人と日本共産党の候補者の人が同数だったと。最後はくじ引きで当落を決めて、先に共産党の人が引いて当たりが出たので当選だと（笑）まさに1票の重みが、実際重要になってくるんです。だから私はスローガン型に『改正国民投票で大勝利をしましょう』などと言う様なことは全く考えなくていいと、1票でも多く勝てばいいんですよ。

そういう意味では、ここに私は改憲攻勢にどう立ち向かっていくのかという事を書いていますけれども、まず地域の問題を通じて人と人とのそういうネットワークを - 最後には - 本当になんて言うんですか、情感に訴えるといいますか、まあそういうものがなければやっぱり広がらないであろうと。今日これだけお越しになっておられる方がおられて、まず家族の人に憲法を含めてこの私がした報告、政治に無関心はいかんなという話をしましたけれども、結局この度の北九州市議会議員選挙の低投票率を見てもそうじゃないですか。結局棄権が多いじゃないですか。これと憲法の問題も、私は質的に同じじゃないかと。

どうも私はあちこち、こういう所で話をしてそういう機会に話をするんですが、なかなか憲法の問題をぼーんと話をして人もはのってきません。ということをするんですよ。そういう意味においては個別具体的に人それぞれ、人間もいろいろです（笑）まあいろんな工夫をこらしてやっぱり運動というものを進めていていただきたいという事です。

そこでここに最後に申し上げていきたいのは、一番最後の護憲勢力の結集の問題なんですけど、結局憲法改悪に反対するいろんな政党党派がありますけれども、やっぱり一つにまとまらないと。私の分析から言うと、去年ですか、参議院選挙では自民党と民主党が3800万票とっている。共産党、社民党、中村敦夫さんの緑の会議は800万票しかないんです。票差からいくと約1：5くらいの割合ですね。これだけ負けているわけですね。そういう意味では私、

あの、あおっているつもりは全然ないのですが、このままの状態で行くなら憲法は変えられてしまいますね。変えられて困るのはこういうとあれですけども、今日の世代も含めて私もそうですけれども、まあ、徴兵で入ったとして私もぎりぎり徴兵に引っかけられない調子かなと。一番危ないのは皆さんのお子さん、お孫さんの世代が一番影響をこうむるわけですよ。

そういう意味では、自分のものとして憲法を考えてもらって、とにかく私も必死になって話をしています。人に話をしている、なんでそんなに一生懸命話をしているのかと言われるけれども、私も母親の話をしましたけれども、私自身が憲法25条を通じて常に意識をせざるを得ないような境遇を迎えている。だからこそ憲法というのは、今の憲法ですら守られていない状況です。そういう中で憲法をやっぱり守るのは当然ですけども、いかしていくというのがいかに重要なのかという、そういう意識を持って話をしている。そういう意味では私の気持ちというのは、皆さんに多少なりとも理解していただけるかなと思うんです。

逆に言うと、私の非常に仲のいい友人といたら怒られますけど、75歳になる徳島の方がおられるんですが、憲法の勉強をされているんですが、鈴田さんが憲法にこだわるなら徳島で憲法改悪に反対する運動を強化しないといけない、ということで今まで以上にがんばっていかうかと、時々手紙が来るんですけどそういうものです。

そういう意味で皆さん方が憲法の、こう言うては何ですけど憲法の伝道者、伝道者ではアメリカのキリスト教の伝道がありますが、ブッシュとケリーが大統領選挙をやってどうしてブッシュがなぜ勝てたかという、よく世論調査ではケリーの方が良かったけれども票差はブッシュのほうが圧倒的に多かった。これはなぜかと言うとキリスト教の右派 と言われる保守派 そういう彼らがまあ一致結束して保守のほうにどどっと投票に行った、そういう事ですね。そのアメリカのキリスト教の伝道の仕方というのは、日曜礼拝で伝道者がいて説教をするわけです。説教を通じてブッシュに投票しなさいという事を言って回った草の根レベルでですね。

そういう意味では私は、説教主義 おのれを知らば と言いますけれども皆さんが憲法を守りいかしていく伝道者、担い手として頑張っていたきたいなという事を切実に願うわけです。それと共に今日は残念ながら若い人があまり若い人といってもものすごく若い人がいますけれども 大学生とかいわゆる選挙において20代の人、多いですけどそういう人に語りかけていって、何としても憲法を変えない。そういう一点でですね、大同団結して頑張っていくという方向で、地域からこういう運動をおこしていくという事を、私もそういうふうにごこのネットワークの事務局でやかましく言っているんです。

そういう意味では私は何としても憲法を変えてはならないという思いで、三輪先生や事務局の皆さんとしばしば論争したりするんです。何をそんな若造の分際だと思っておられる方もいるかも知れませんが、その辺はご容赦いただきたい。

とにかく憲法を変えない。改憲国民投票で1票でも、1票を上回る、それを目標に今日を出発点にがんばろうという事を最後に申し上げて私の話をしめさせていたいただきたいと思います。本当にレジメ通りいかなくて申し訳ありませんでしたけれども、どうもありがとうございました。



三輪 俊和氏

司会者 はい、ありがとうございました。鈴田さんがおっしゃるような光り輝く平常心に私はなれるのでしょうかと思いながら、聞いておりました。もう少しお時間があるようですので、鈴田さんへ質問がありましたら会場からご意見、ご質問等あればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

質問 私も何年か前に大学を卒業したんですが、現在の大学の中はどんな雰囲気でしょうか。

鈴田 大学生の人との交流は少ないですけれどもなるべく憲法や身近な問題と重ねて対話はします。学生さんに聞くとなかなか自分から憲法を話す機会がない。そういう話題がないといいます。こういうことを言うと何ですけど、小泉首相が靖国神社に公式参拝して福岡は靖国訴訟で、実質勝訴しましたが、私の指導教官も証人として出廷しました。そういう関係で私の周辺では割と留学生が多いんですよ。韓国、あるいは台湾、中国とか。でまあ当然ながら9条の話をするんですよ。彼ら、そのアジア近隣諸国の方が9条に対してどういう認識を持っているかと言うと、いわゆる9条の話で言うと大学の博士課程に言っている人、わりとそれなりには知識的にはある、そういう人達が憲法9条と言って初めて聞いた、私が説明をすると「とても良い、そういう条文じゃないですか。どうして日本は変えようとしてるんですか。」そういう答えが返ってくる。もう一つ言うなら中国人の大学教授がいるんですけど、その先生に私は、全く憲法を知らないと言うことはないだろうと思いながら9条の話をしたんです。自衛権の話も含めて。そうすると本格的な憲法、日本の平和主義はぼんやりと聞いたことはあるけれども、今まで具体的に戦争放棄、あるいは戦力を持たない条項についてそういう話はやっぱり聞いたことはない。

そういう意味では確かに改憲論議の直接の当事者は日本人だけなんですが、北九州は在日の朝鮮、韓国人まあ中国人もいるんです。そういう意味では世論を盛り上げると言う意味でアジアの人でもやっぱりこういう憲法9条、平和主義を変えてはならないと言う声をおこしてもらわないといけない。



桐原 裕子さん

ご質問出ましたけれども、意外と大学生あるいはアジアの人を含めてあまり平和主義9条についての関心、認識がないということ。というか知らない人が多いんです。そういう意味では皆さん方そういう機会があれば、ぜひともお話しいただきたいということです。お答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

司会者 ありがとうございます。以前コスタリカという国も日本と同じように平和憲法を持っていて、その国では学校、小学生位のころから選挙とか戦争に対して非常に福利名言を伴うところから教育の中身を取り入れて考えて考え方を、どんどん子どもたちは持っていくという施策なり何なり、そういう意味では教育の試みは非常に大事な問題になってくると思いますが、他に何かご質問はありますか。

質問 質問じゃないんですけど、教育基本法が改悪されると言っていますが、そこらへんについてどういうふうにお考えでしょうか？お聞きしたい。やっぱり教育基本法を変えないような取り組みも出ていますよね。憲法ネットの中では教育基本法はどのように捉えていくのでしょうか。

三輪 4月20日に講演がございますね。教育基本法と憲法。配布資料の最後のページです。北九州市立大学の先生に憲法と学問の自由というテーマで話していただく予定です。そこで取り上げさせていただきますということでよろしいでしょうか。

意見 自分が小学校、中学校のときは、先生達が割りと自由に憲法とか、今言われた選挙とかいうやつは相当叩き込まれてやっていたんです。憲法9条から前文から、全部教えていただいた記憶があるんです。で今の子供達に聞くと、そういうことはもう先生が全然教えないようになってきていると。僕が行ったときには先生から日本の国旗は日の丸。でも日の丸というのは国旗ではありません。憲法にも明記されていませんから、国旗ではないと言われた記憶があるのです。君が代という歌がありますよね。あの歌だって - 先生は共産党ではな

くて社会党だったと思うけれど - それでも国歌はおかしいと先生から聞いたことがあるんです。逆に今の先生達は管理社会で、先生も管理される管理社会になっていて、教師と言うよりももう一労働者みたいになっているでしょ。

昔僕がいたころの先生達の中で、この先生だったら校長教頭になっても良いなと思う先生はならず、もう本当この先生が校長教頭だったら駄目だという先生が、北九州なんかそんな先生がずらり。それを見ると本当に先ほど言われた教育基本法を変えるまでもなく、もう今どんどん変えてきているんですね。教育基本法ができたのは戦後、子供達を戦争に出したらいけないということでこうしてできているんですよ。それをなあなあで、もう変えなくてもじわじわやるし、憲法だって自衛隊を外に出すのだって扱う前にじわじわごまかしてごまかしてやってきている。そういうことが今言われたように、教育基本法を変えられると少なくともとんでもないことだと思うんですよ。先ほど言われたように子供の時にそういう事を叩き込まれたら、もう嘘が本当になってしまうんですよ。それで自分が会社つとめになってしまっただけで感じた時に、今まで自分が習った教育が嘘だったんだって気づいても遅いんです。自分はそういうふうにするので、今言われた憲法と教育基本法と一緒に考えていかなければいけないなと思っています。

[司会者] ぜひ4月20日に今日と同じ時間帯でやりますので、お友達を100人位連れて来て下さい。私たちも一緒にやりたいと思います。はい、じゃどうぞ。

意見 あの、今日はお疲れ様でした。要はあまりないものねだりをしてもし方がないと思うんですけれども、護憲の運動は今まで私もいろいろかかわってきたんですがパターンがあるんですね。なぜわかってくれないんだろうと。状況が今言われるような状況があって、わかってくれとこっちが言う方も語る方はいつもお決まりの言葉で、結局関心のない人には先ほど言われたように、別に使われない同じやり方ですから本質は危険な状況にあって、何も変わらないという事になってしまうと思うんです。やはりこちらも頭をやわらかくしていけるのかと思います。

こないだ北朝鮮と日本のワールドカップ予選がありました。で時期が時期だけに、あれでもうマスコミもはしゃいで、北朝鮮を悪く政治も絡めて言うような感じで、それでも若者の中にはスポーツとして純粋に楽しみたいという人もいて、まさに本番はあまり障害もなく終わりました。そのときに思ったのは相手のチームに日本のJリーグにいる選手が2人代表選手として出ていて、その2人の話してこんなことを言っていたんですね。

「自分は祖国が2つあるようで、よく考えたら1つもない。」そのような複雑な思いで試合をやっていて、あの2人が今の日本で北朝鮮の外交として認めている気持ちはどういう気持ちなのかなといろいろ思っていたんです。

結局あの人達のそういう立場で言うと、今北朝鮮と日本が複雑な状況にあつて、北朝鮮は今もひどいことをやっていてそれに対して正面から闘っていかないといけないんですけど、北朝鮮には北朝鮮の理屈があつて、自分は何かと言ったら、かつて日本が北朝鮮の多くの人を拉致してきて日本で殺したと。人間扱いをせず扱ったという事があるわけですよ。そういう事を考えると、そのかつての日本の悲惨というのは憲法のない時代の悲惨なわけですよ。そういうことで例えば今サッカーについていえば、若者だつてあの2人の選手を見ていろいろな複雑な思いをしていると思うので、そういう角度から闘っていくということがそれぞれの立場に必要なじゃないかなと。

それであつて絶対皆わかってくれるといえるような、そういう運動を今後から作っていかないといけないなと今日改めて思いました。

司会者 ありがとうございます。そういう意味で今日は地域というキーワードで鈴田さんにお話いただきました。今後さつき岩本先生もおっしゃいました通り、4月20日には教育面で、5月にはさつきも言われました若者と憲法ということで、6月には宗教関係、マスコミ関係、7月には生活者ということでネットワークの中でいろんな運動を広げていく意味でいろんな切り口で考えていく、今言われたみたいにですね。いろんな生活がありいろんな視点から憲法を見ようということで、こういう講演会など考えてみました。今回は地域ということで、今すごく意見をいただいた方はそれなりのお考えがあつたようですけど。どうぞ、はい。

意見 私は戸畑区なんですけど、発言をするまいと思っておりました。先ほどの若者の発言を聞きまして、私は大正生まれのちょうど80歳です。それで北朝鮮の今日のテレビを見ますと、金正日の誕生日で大々的な報道をやっておりましたね。あれを見まして感じたことは憲法を変えるのは9条だけで、今の国家権力は9条だけ変えれば本来は良いんですよ。戦争放棄をやめたいと、自衛隊を海外に送りたいというのが基本的な考え方だと私は思っています。

じゃあ私が小学校の時から戦争の中で生きてきているわけですね。小学校にあがったときの昭和6年には満州事変、そしてご推察の昭和12年が日中戦争、そして学校を卒業した時は昭和16年の大東亜戦争。すべて戦争の中で生きてきた。そして今拉致問題が非常に問題になっていますけれども、朝鮮の人に言わせれば何十万という自分たちの民族が強制的に日本に引っ張ってきて、戦争

体験の中で差別を受けてきたということは基本的に残っています。

だから今の憲法を変えるという、9条を変えられたら、子どもや孫は徴兵制度によって戦争の中に我々が体験したことを負わせますよという、アピールが大事じゃないか。身につまされることしか浸透しません。人間はね。理屈じゃないんです。憲法9条を変えて徴兵制度をひかれたら、私の孫やひ孫が兵隊に引っ張られます。こういう経験を私どもは受けています。そういう意味では体験の中で生きている多くのことを語り、自分の子どもや孫がどういう状況に置かれるかということ浸透していくことが一番大事ではないかと思うのです。理屈じゃございません。第9条さえ変えれば、彼らは満足すると思うのです。

今日のテレビで、北朝鮮の報道を見ますと、挑発しているような形に見えます。

日本の右翼はこれに対抗するというような意思表示をしています。そうすると核兵器を持っていますよね。はっきり国家としてこういう核兵器を持っていますよということを10日に発表しました。

実は私、昭和20年8月6日の広島原爆を見ているんです。ちょうどとても天気の良い日で、午前8時15分に私は海軍におりましたので、衛生の掃除をしていたときにB-29が1機飛んできて独特の爆音をさせまして、キーンと言うような音を出してきまして、1機だけ。空襲警報はかかっていません。そして広島上空に来たら、落下傘を落としました。この落下傘が原爆です。ものすごい光とあの煙、原爆のあの雲を直接私は目に今でも焼きついておりますが、あのような戦争被害必ずや5年先、10年先におこるということは、憲法を変えるという1つの基本的な今の政府の考え方です。これを阻止するためには理屈じゃございません。自分の子どもや孫がその時代になったらどういう目に会うかということ戦争体験者の我々が残さなければいけない。

そういう意味で、先ほど深谷さんがおっしゃったように、私も昭和16年から17年まで満州の学校におりました。その時の軍事教育全ては天皇陛下のためという一語で全て終わっていた時代なんです。そういう事を考えて私も、先ほど言ったように何も言いたくなかったけれども、我々の責務は子ども、孫に言い伝えてそういう事を防ぐという行動を起こすことが一番大事じゃないかということで、あえて発言したわけです。

今後この北九州で第9条を変えるということに反対運動を進めて、現実の問題として自分の子供や孫が戦争の体験をするようなことのない様という意味で、私は実は発言を求めたわけです。どうか幹部の方々もそういう事を意に介して奮闘をはじめていただきたいという事が、私の願いです。

司会者 力強いご意見ありがとうございました。金正日という言葉が聞かれま

して、今日は誕生日なんだそうです。私も今日が誕生日です。すくすくがんじょうな体に産んでくれた母に感謝したいと思いますが、何で同じ誕生日なのかなと思いましたがけれども。

会場より 実は私の家内も（誕生日が）今日2月16日なんです。

司会者 そうですか。他に何かありますか？

意見 憲法のさっき1票差の問題が出たんですけど、私は能天気な男なので改憲の投票で1票差で勝ったらどういうふうになるんだらうと思うんですね。それが非常に今その深刻な討議、真剣な討議で出たと思うんですけど、私は実際1票差で勝ったらどうなるかと。今の政府がこんなことで許されて、私が不安にしているのが現実の話になるんじゃないかと思うんですが、逆に、そういう点でわれわれの闘いがまさに政治を変えるあるいは体制を変える、大きなうねりになるんじゃないかという期待があるわけです。ですから私達が今さっきのように地域の要求だとか、隣の人との話し合いだとかそういう1つ1つの行為が世の中を変える1つの大きなチャンスになってくるんじゃないかと。

非常に危険な意味だけれども、それを正しく乗り切れば今と違う政治体系ができるのではないかとそんな感じを - 非常に能天気な話ですけど - そういう喜びというか、厳しいけれどもその展望を切り開く要請が1つにはあるんじゃないかと。それじゃあまり切羽詰ってやってもというような感じがするんですね。それでその辺を先生方全国を回られて話されるときに、これで1票差で勝てば、市会議員で1票差で勝ったのとは違う全体的な政治の動きが出るであろうと。こういう面を現実に隣の人と話そうということだらうと思うんです。その辺を一つ。軽くというか、もう少し自分たちが切羽つまらずに、にこにこしながらやっていけるようになればいいなあとそう思っています。

司会者 ありがとうございます。では。

質問 ちょっとお尋ねしたいんですけど、今日の命題は第1回憲法を皆で考えようという事になっていますけど、実は私は憲法9条を守ろう折尾の会の事務局員をしておるわけです。これと憲法をまもる運動体との関係でどういう位置づけになっているのか、9条を守る会とは全く無関係なのか、今日のこの学習会を通じて発展させていくのか、この関係が良くわからないのでそれがわかっていたら教えて下さい。

三輪 憲法 9 条を守ろう折尾の会での活躍ご苦労様です。それぞれの地域で憲法をまもる一点で自主的に運動をひろめていくことが私たちの運動の基本です。北九州のいろんな地域での運動は、憲法をまもる市民運動のネットワークをひろめていくことになります。いろんな創意ある自主的な運動を憲法をまもるという一点で共同し、ネットワークでむすんでいくことが大切だと思います。

私たちは二度と戦争をしないということを国民の総意として決意し 9 条に明文化し、恒久平和の理念と国民主権と基本的人権を保障する国づくりの基本ルールとしての憲法をまもり発展させてきました。2 度と戦争をせず、国民が本当に平和に個性豊かに暮らすには、一人ひとりの自由が保障され全ての人間が最低限の人間らしい生活をするという基本的人権が満たされていなければなりません。憲法 9 条をまもることが、思想信条の自由や生活権などの憲法条項をささえているわけで、9 条を守ることは、憲法全体を守ることをささえています。国民が二度と戦争をしないようにと政府に対して戦争はしてはいけませんよと政府を規制をしたわけです。改憲するほうは、国民の総意を無視して、政府が国民を戦争にかりたてようとして、あるいは教育基本法を変えて国を愛する人を作りましょうと上から変えてきているわけです。

おっしゃるように、憲法 9 条をまもることを基本にして憲法全体の理念が実現していくわけです。国民をアメリカの戦争に駆り立て、社会保障を削って軍事大国になることは、同時に、国民の自由や生活が崩される事であって、憲法を守るという一点で 9 条の会も結成され発展してきています。9 条の会の全国組織でも、「憲法を守るという一点で党派をこえた国民の結集」を呼びかけています。憲法をまもる北九州市民ネットでは月 1 回、9 条を守る折尾の会とか若松 9 条の会とか各区、校区の憲法をまもる市民運動の交流もしながらネットワークを広めていこうとしています。これがとりもなおさず、北九州地域を変え市民本位の市政実現の道でもあります。

その点では、今日は本当に感動しました。それぞれに熱い思いをこめたいろんな意見が出されました。いろんな意見は、憲法をまもりたいというわれわれの共通の願いや思いから出され心に響きました。まさにこの力が地域を作る力国を作る力になるんですね。憲法をまもり、過半数を取るというわれわれの運動が、それはもう本当に国を作る、憲法が暮らしに生きる国・地域を作るんですね。皆さんの意見が出て、こういうことが確認できたし、本当に良かったと思います。

質問 申し訳ありません。時間が迫っていますが。ちょっと気になっているのは、憲法をまもるといっても、いろんな角度がありますよね。中曽根さんが言ってましたけれども、総体的に憲法を講評するとき、9 条とそれ

ぞれの条項に分けて講評させようとしているんだと。しかし、どうも一括して憲法は古いんだからと言って、変えるように思えます。

先日BS-1で大江健三郎さんと中曽根さんの対談がありました。あの中ではっきり出てたんですけど、何かこう抱き合わせてやろうとしておるのか。そういう手段で9条というのをかすめて、立体的に憲法を変えていこうと提起をし、何かそういう動向になっているんじゃないかと、この辺について我々はどう闘っていくのか、我々としては今年配の方がおっしゃったように9条を改正することを狙っていると思うんです。やっぱりこれを私達は阻止したい。そして他の件については、人権とかその色々な問題についてより良くなるのならこれはまあ問題ないというふうな思いもあるんです。これも改正の一つの主張になる、ということで我々は騙されやすくなるんじゃないか。

それともう一つですね、やっぱり本当に私達を作ったんだけど、財界は昔は軍閥として真っ赤な儲け主義のために軍隊を作り、やっぱり世界観ですね。大東亜共栄圏とかございます。権力を握って色々な暴力をふるい、色々な利益のために、国民を苦しめるのは事実なんです。だけど戦争という諸問題とそれを今の時代、本当に自民党とか民主党とかですね。ま、公明党の神崎さんも本当に戦争をやろうとしているのだろうか。本当に戦争の悲劇を見ました。

前日私初めて、皆さん方の中で、憲法改正のパネル運動をやったんですよ。やっぱり年配の方がおっしゃったように、若い学生さんでしたけれど、戦争の怖さ、そういうものを知らないのですよ。

「ひめゆり部隊を知っていますか?」「いや、知らない。何これ。何のゆり。」

「おそらくここでこういうことで、アメリカ兵に見つかったら死ぬ。何をされるかわからないというので爆弾を抱えて、皆で自決したんだよ。」

写真を見せたら、「ぎゃー」と言っています。それでもう

「おじさん、これやったら本当に署名をさせてください。」

というふうになって、だから戦争のそういった知識をやっぱり今深谷さんに戦争の実態について教えていただきましたが、そういうことを感情的に感覚的に戦争というものはこんなに恐ろしいんだと言うものを植えつけていく活動が私は大事ではないのかなと思います。で、先生のおっしゃるように総体的な憲法と言うものは生活の25条も含めてですね、ここで使えれば本物になっていくと思うんですけど、もう今時代はどんどん3月とか5月とか12月とか、自民党の法案ができるときに、まず感覚的に人間の感情としてこれは駄目なんだと言うような活動も私は必要じゃないかなと今身に迫って感じているところでございます。本当に戦争をしようとしているのか。憲法の投票権の方法は何か考えているのだろうか、ちょっと教えて欲しい。

鈴田 私はお答えできるかどうかわかりませんが、戦争をする彼ら改憲勢力、グループがあるかどうか言えないんです。憲法を変えたいという意欲のある人達は、中曽根さんなんかも徴兵法を別に規定してませんから、何ですか普通の国、要するに憲法改正したいのです。アメリカからの圧力、そういうものの要請でしょう。私もそういうふうに思っております。

先ほど憲法を守るのは9条、それがこの中心ですね。それは私も話したように、いろんな意味で総がまえでかかってもいいんですけどなかなかかかっておりません。今年自民党は11月に結党50周年党大会で、法案・改憲案をたたき台みたいなのが出てくると言う、まあ巷間に言われているのは2007年に国民投票というようなスケジュールが動いているわけですね。ですから時間があるようで意外ともうないんですよ。

そういう意味ではもう私はこういうことを言うのは何ですが、今日実はこうしてお二方に戦争の体験を語っていただきたいと言うことを実はやかましく言ったのも私なんです。逆にこういう事を戦争はいかに悲惨なものであるかという事を、皆さんにもう1回9条をわかってもらおうと、9条の話なんかもうしょーもないなあ、そういう人いるかもしれないけど、いかに戦争と言うのが悲惨なそういうものがあるということをまず気持ちとして理解してもらおうと、そういう語り部の方のお話は一番大事なんです。

実は本当は事務局のほうで今日マスコミの人も取材に入って、戦争の語り部さんがどんな方かそういう事も提案したかったんですが、なかなかお見えになっていないようなので、やはり新聞もマスコミもなかなか憲法の話や戦争の話を取材の対象にしなくなっているわけです。だからそういう意味でこまめに、こういう語り部さんに語ってもらってと思うのですが、なかなか話してもらうのも大変だと思うんですね。しかしながら若い人達に戦争、私も良い勉強になりましたけれども、こういう話を聞いて、よし何や憲法の9条、平和主義というのはようわからんけれど、平和と言うものが脅かされたらどんな社会になるのか、というような意識をしっかりと頭の中に叩き込んで運動をやっていく、そういう意味ではあのおっしゃられたように、もう理屈や例えもなしに広げていく、そういうもので運動をやっていくことが重要ではないかと全く私もその通りで、そういうことを全国で具体的に広げられるかにかかっていると思います。こういうことを言うとは何ですけれど、先ほどこちらの先生が言われましたけれど、もう一つ注意しなければいけないのは運動のやり方ですよ。やっぱり護憲、改憲反対の人はどうしてもこういうやり方にこだわってですね、それではいけないと私は思うんです。で誤解を恐れずに言うとはですね、財界はわざわざ9条の改憲と96条の改正要件の改正ですね。3分の2以上、衆参両院それぞれの3分の2以上を緩和するということをあげてきました。他にもいろいろ違憲立

法審査権なり、何なり、人権なりちりばめながら、わざわざ2つの条項についてあげたという所がみそなんですよ。というのはどういうことかと言うと、先ほど私ずっとお話を伺っていましたが、教育基本法の改悪も大変なんです。ただ教育基本法の問題点を言うならば、日本国憲法のこの精神、いわゆる平和と民主主義を育成するという意味で、教育基本法というのが添付しているわけです。ということは逆に言うと、教育基本法がそのまま読むんですよ。憲法そのものがそういう軍国主義を育成する精神であるなら、それに対して教育基本法があるわけで教育者の視点で、またははっきり言えば教育基本法を通して憲法を意義を変えてしまおう。教育基本法を質的に改悪、変えてしまう、いけないという事です。だからそういう意味合いの話であるということで、特にやかましく私が良く言うのは究極の住民運動、市民運動が憲法にいくと思うんです。そういう意味で憲法を守ってもらわないといけないという、もう一つ言うと先ほど9条と96条の話をしましたけど、中心は9条の2項の改悪反対です。

私はやっぱりあの、財界なり改憲派は、もう狙いは9条、そこだけれどわざわざ新しい人権とか何とかちりばめてきている。というのはやっぱり9条を生々しく改憲しようという、議論がその世論調査で減ってきているわけです。もう時間がかかってくるとやっぱりだんだんこういうことになってくるんです。ということは逆に言えば、無関心の人達が関心を持つ、頭の中で考え出すと、憲法に対する認識が深まってきておるわけです。そしたら変えるのはいけないというそういう思考になってきておるわけです。そういう意味では逆に言うと、向こうも賢い人が多いわけですが、9条を変えますよ9条を変えますよといえ、逆にこっちがしっかり固まってくると、そういう恐れがあるので、私は2段階の改憲というのがあり得るのではないかと思います。要するに1回目について9条はとりあえず置いておこうと。そして、96条も改正条件を国会でその3分の2じゃなくても国会議決だけでOKとか、あるいはですよ。国民投票の発議権を3分の2じゃなくともっと過半数にするとかして、とりあえず改正要件を緩和して、彼らの狙いというか楽しみは2回目に、9条は取っておこうと、そういう形になり得るかもしれない。だから向こうももう必死なんです。9条を変えるという事の狙いは、私達改憲に反対する人達あるいは大手のマスコミも含めてわかってきているわけです。だからそういう事は最初で最後の戦いのような、向こうも必死で総がかりでかかっているわけです。だからその意味で我々もそれ以上、上回る必要がというのが現状になってきている。そういう意味では私は、こういう事を言うと何ですけど、憲法についていろんな考え方があると思うんです。今日来られた、戦争を生々しく経験・体験された方に対しては、そういう経験を語ってもら。それで興味を示してもらおうと、それで一つだけ答えを言うと、ある宗教者の方に - この

憲法の会にも入っていただいて - そこに憲法改悪反対に協力をお願いしに行っただんですね。その時に言われた事は、うちは信者さんに保守系の人もいれば、革新系の人もいると。憲法問題のような政治問題をやるとそのやっぱり教団の結束として具合が悪いと、そんな事を言われてですね、ちょっと引きかけた。私もそこは煮ても焼いても食えない人間ですから、こう言いました。戦前に宗教団体法という法律があり、ま、宗教団体に関する法律ですよ。この宗教団体法でさまざまな方が投獄されたりしている。弾圧されたわけですよ。この隣にある創価学会も第2代会長は投獄され、初代会長は獄死していますよ。そういうふうな状況もあると。あなた方は信教の自由をどう考えているのですか。それで私は先ほど言いましたけど、信教の自由についても、意味がある。そういうあたりであなた方は憲法と全く縁もゆかりもないという態度ではいけないのではないかと。ということで、わかりましたと言うので入ってきた。

そういう意味で逆に言うと、25条で生活に困っている人達がおれば、25条で会話すれば良いんです。逆に言うと宗教関係者と対話する時は、宗教で対話していったら良いんです。で、逆に若い人達であれば、戦争の、イラク戦争のああいう問題で動揺している時期で多少なりとも関心がある人がおれば、そこにターゲットにして対話をすれば良いんです。とにかく私は最後に言いましたけど、多面的、重層的に。だから人間いろいろなんですよ。だからいろいろそういう切り口でやると。だから私もあのあれですよ。こうしてここで話をしていますけれど、ある - こういう事をいうと何ですけど - 産経新聞社という非常に改憲に熱心な新聞社がありますけど、そういう改憲派の新聞社の貴社はいえ、記者の名前はいえませんが、憲法の問題であなた達改憲改憲といっているけれど、記者のレベルでどうなるかということ、「やはり正直な話、私も憲法改正に反対です。」と。「ただし社内では言えないんですよ。」と。「そういう社風がそうなんです。」と。それだからそういう気持ちは自分もわかります。

憲法と現実の矛盾、自衛隊の問題と9条の矛盾と言いますけど、じゃあ25条と現実との矛盾はどうなるのか。何で産経新聞はそこだけ言わないのかと言うと、「いや全くその通りです。」と保守系に属する人ですよ。

私にしたら逆に言うと、今までお付き合いのない人や自分の政治信条と違う人なんかも引き込んでいって、広げていくことが必要なんですよ。そのうち、その創価学会の会館にでも行ってですね、協力をお願いにいきたいと思っております。9条については、弁護士でもある浜四津さんという公明党の代表代行が9条第3項に自衛隊を置くということになれば、法解釈としてはおかしくなると発言してます。これとの解釈はややくしくなると言うことで、浜四津さんというのは九条改憲にも消極的らしいです。そういう事を言っているわけですからそこは私もまあ希望はもっております。それと、創価学会も戦前の軍国

主義で弾圧された経験をもっている、そこに対話の契機としたいと思っています。

そういう意味で皆さんも自分たちで壁を作って、こんな人に話をしても仕方がないということはやめてですね、とにかく家族で話をする事。職場で話をする事。地域で話をするという形で、そのネットワークというものを含めて広げる、最後は理屈じゃじゃなくて人間と人間の情ですよ。そういう結びつきをいかす、そうしないと、過半数はとれない。ということでお答えになっているかどうか分かりませんが、私の話をまとめさせていただきます。

司会者 ご意見がある方たくさんいらっしゃると思いますけど、時間の方が参りましたので、是非皆さんのお手元に今後のいろんな催し物のちらしとかたくさん入れております。3月19日には福岡のほうで9条の会の福岡講演会がございますので、ぜひお友達お知り合いにお声をかけていただいて、このネットワークの今日のようなこういうこのステージでお会いしたいと思います。皆さんご参加して下さいますよう、よろしくお願ひします。今日は本当にたくさんの皆さん、ありがとうございました。



プログラム

司 会	桐原 裕子(北九州市消団連事務局長)
開会挨拶	三輪 俊和(憲法をまもる北九州市民ネット 代表世話人・北九州市立大学教授)
戦争体験のお話	佐伯 秀人(戸畑老人会高砂会会長)
	深谷 節子(戦争体験の語り部)
講 演	鈴田 渉(全国憲法研究会会員)

目 次

記録	1 P
鈴田渉氏のレジメ	- 31 P
日本国憲法前文	
日本国憲法第九条	